

第2回農業再生協議会に関する研究会の開催結果について

1 開催日時

令和5年9月13日（水）午後7時から8時まで

2 場所

オンライン開催（Zoomを使用）

3 開催内容

- (1) より参加しやすい方法に伴う対応
- (2) 報告「農業再生協議会の現状について」
（一般財団法人農政調査委員会専門調査員 小川真如）
- (3) 意見交換

4 報告の内容

- (1) より参加しやすい方法に伴う対応
 - ア. 研究会について
Zoomでの開催・運営方法などについて確認された。
 - イ. 参加者への呼びかけについて
『農業再生協議会の現状』の刊行に合わせ、参加者の呼びかけを行うこととした。
- (2) 報告「農業再生協議会の現状について」
農業再生協議会関連予算（2024年度予算要求額）のほか、事務局運営、幹事会の有無、会長の所属・役職、主食用米生産量の目安などの呼称について、報告が行われた。

5 意見交換の内容

- (1) 農業再生協議会の事務運営について
 - ・自分の県では、農業再生協議会の運営は、ほとんど行政がやっていて、JAは積極的に関与していない。JAに関係している農業者であれば可能だろうが、そのほかの農家の情報の収集は、JA単独ではなかなか難しいのではないか。
 - ・水田台帳が行政にあるため、JA主導での事務運営は難しさもあるのではないか。実際にJAが中心となって事務運営している農業再生協議会の実態について話を聞いてみたい。
 - ・JAが事務局を行っている農業再生協議会の特徴はあるのか。
 - ・農業再生協議会の会長は、形式的には互選である。地域的な違いの理由は何か。
- (2) 第3回農業再生協議会に関する研究会の開催について

- ・時期の開催日時が決まり次第、公表する。

(3) その他

- ・事務担当として、農業再生協議会等と「等」がついてくる事業について、農業再生協議会で受け入れることが多い。現在では、肥料価格高騰対策事業がある。この事業は、都道府県農業再生協議会が実施主体だが、地域協議会に事務委託している状況。事務委託といっても職員の手当等に反映されるわけではない。
- ・水張要件をきっかけに、2027年から、交付対象田の整理件数が減ると見込まれる。自分の地域では、毎年10筆ほど(20~30a/筆)の整理件数(交付対象田として非対象から対象に整理)があった。こうした件数が減るだろう。
- ・交付対象田から交付対象外になった場合、農地所有者と農業委員会に周知することとされている。しかし、水田台帳情報は耕作者を単位として集められたものであるため、基本的に所有者情報を持っていない。また、登記簿ベース(農地台帳)と現況ベース(水田台帳)の違いもあり、機械的に一致しない場合も多々ある。このようなことから、個別所有者を特定し通知することが困難な現状がある。
- ・2018年以降、畑地化の補助金(産地交付金、畑地化促進事業など)を受け取って畑地化した田は、交付対象田への復帰が不可能になった。今後、担い手の農地集積にも悪影響を与える可能性はないか。
- ・水張り要件について、水稲作付以外では、1カ月以上水張りし、かつ連作障害が発生していないという要件がある。現地確認では、連作障害が発生していないことを確認するため、1筆単位で過去5年の収量を比較することとなっているが、果たして全ての作目について収量がそこまで把握されているのか疑問。農林水産省経営局経営政策課長通知「経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント」の一部改正(2023年6月14日付け5農産第1118号)にて、水張要件の確認方法が明示されたことは、大変助かることであったが、実際の運用面では少し無理のある規定ではないか。
- ・2024年度予算要求で、経営所得安定対策等推進事業等が前年度より増額していることが気になる。ドローンの利用状況など現地確認に関する調査を農林水産省が行っているようであり、こうした現地確認の負担に伴う増額かもしれない。

以上。